

ふじみ野市水道料金徴収等業務委託 に係るプロポーザル実施要領

令和 8 年 7 月

1 業務の目的

ふじみ野市水道事業では、平成28年度から水道料金徴収等に係る業務を民間業者に委託し、現行の業務委託は令和8年度末に契約終了を迎える。水道料金徴収等業務委託は、業務の効率化及び利用者のサービス向上並びに水道料金等の徴収率向上といった成果が出ており、水道事業運営に大きく寄与している。今後の水道事業経営は、人口減少、節水機器の普及や節水意識の向上による給水収益の減少、さらには人件費・物価の上昇による各種業務費の増額が予測され、厳しさを増すことが懸念される。よって、令和9年度以降も継続して水道料金徴収等に係る業務委託をすることで、将来にわたり安全で安定した水道事業の運営を継続することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

ふじみ野市水道料金徴収等業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務場所

ふじみ野市の指定する場所に事務所を置き、ふじみ野市給水区域全域とする。

(3) 業務の内容

「ふじみ野市水道料金徴収等業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務の履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(5) 担当部署

担当：ふじみ野市都市政策部上下水道課経営管理係
（相馬、金子、近藤）

住所：〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

電話番号：049-220-2076（直通）

電子メール：suido-gyomu@city.fujimino.saitama.jp

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務の目的を達成するため、実施体制、実施方法及び技術提案等について、審査及び評価を行うことにより、企画力、創造性、技術力、専門性及び実績等の価格以外による要素を含めて、総合的に最も適した業者を選定するものである。

また、業務目的達成のため、広く提案を受ける必要があることから、公募型プロポーザル方式とする。

4 業務の提案限度額

総額 979,770,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) 履行期間である令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間の総額である。
- (2) 契約締結日から業務開始までの期間は準備期間とし、当該期間における経費は、受託者の負担とする。
- (3) この提案限度額は、契約時の予定額を示すものではなく、本業務の規模を示すものである。
- (4) 提案見積金額は限度額を超えてはならない。
- (5) 契約保証金は免除とする。

5 事業スケジュール

番号	項 目	期 日
1	参加募集の公告	令和 8 年 7 月 27 日（月）
2	実施要領等の公表・配布	令和 8 年 7 月 27 日（月）から 令和 8 年 8 月 10 日（月）まで
3	参加表明書の提出期限	令和 8 年 8 月 10 日（月）
4	参加資格確認結果通知書及び提案書等提出要請書の送付	令和 8 年 8 月 14 日（金）
5	提案書等作成に係る質問書の受付期間	令和 8 年 8 月 10 日（月）から 令和 8 年 8 月 20 日（木）まで
6	提案書等作成に係る質問書の回答期限	令和 8 年 8 月 28 日（金）
7	提案書等の提出期限	令和 8 年 9 月 18 日（金）
8	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 8 年 10 月上旬
9	委員会による審査及び最終候補者の選定	令和 8 年 10 月上旬
10	候補者の決定・選定結果通知又は非選定結果通知の送付	令和 8 年 10 月上旬
11	提案見積書の提出及び契約内容に関する協議	令和 8 年 10 月上旬
12	契約締結	令和 8 年 10 月中旬
13	移行準備期間	契約締結日から 令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
14	業務開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）

(1) 実施要領等の公表・配布期間

ア 配布期間 令和 8 年 7 月 2 7 日（月）～令和 8 年 8 月 1 0 日（月）

イ 配布場所 ふじみ野市ホームページからダウンロード

(2) 日程については、状況により変更になる場合がある。その場合は、各通知書に記載する日時とする。

6 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 2 2 年ふじみ野市告示第 2 5 0 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(3) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 1 8 年ふじみ野市告示第 2 8 4 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(4) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間に会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(5) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成 1 7 年ふじみ野市規則第 6 1 号）第 3 条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載された者で、その他一般業務業種登録事業者のうちシステム開発業務を登録している事業者であり、かつ、本店又は支店の登録所在地が埼玉県又は埼玉県に隣接する都県内にある者であること。

(6) 令和 2 年度から令和 6 年度までにおいて、水道料金等徴収等に関する包括業務（受付、検針及び収納（滞納整理を含む。）に関する業務のことをいう。）（以下「水道料金等徴収等業務」という。）を埼玉県又は埼玉県に隣接する都県内で給水人口 1 0 万人以上の水道事業体から 2 年以上継続して受注した実績を有する者であること。

なお、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 8 年大蔵省令第 5 9 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下「関連会社

等」という。) が実績を有している場合も参加資格を満たすが、その場合は、会社概要関係書類等で関連会社等との関係性を証する書類を提出すること。

- (7) 水道料金等徴収等業務の実務経験が３年以上ある常時雇用関係にある業務責任者を専任として配置でき、かつ、本業務の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (8) 水道法（昭和３２年法律第１７７号）に定める給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた従事者を配置できる者であること。
- (9) 埼玉県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験に合格した従事者を配置できる者であること。
- (10) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得し、又は個人情報保護方針を定めている者であり、市が定める個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守できる者であること。

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

番号	提出書類名	部数
1	プロポーザル参加表明書（様式第１号）	1 部
2	会社概要 ※パンフレット等の任意様式とし、所在地、資本金、事業内容及び社歴等が確認できるもの。	1 部
3	会社更生法疎明書面（自認書）（様式第２号）	1 部
4	民事再生法疎明書面（自認書）（様式第３号）	1 部
5	登記事項全部証明書 ※提出日前３か月以内に発行されたもの	1 部
6	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） ※直近２期分	1 部
7	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３） ※参加表明をした日前３月以内に発行されたもの	1 部
8	労働関係書類 ※労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３４条及び第３６条に関する協定を締結している場合は、その写し又は各種規則や協定の整備状況が確認できるもの。	1 部

9	賠償責任保険加入状況 ※不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの（保険証書の写し等）	1 部
1 0	業務受託実績一覧表及び契約書の写し等実績を証明できる書類	1 部
1 1	配置予定の業務責任者の実務経験について確認できるもの及び3月以上の恒常的な雇用関係にある者であることを証明する書類 ※資格確認書、賃金台帳等の写し等	1 部
1 2	給水装置工事主任技術者免状の写し	1 部
1 3	下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験合格証の写し	1 部
1 4	情報セキュリティ関連認証取得証明の写し又は個人情報保護方針	1 部
1 5	その他市長が必要と認めるもの	1 部

(2) 提出先及び提出方法

担当まで持参又は郵送する。持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土日・祝日を除く）。郵送の場合は、期限必着とする。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査を行い、結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第6号）にて通知する。また、併せてプロポーザル提案書等提出要請書（様式第7号）にてプロポーザル提案書の提出要請を行う。

(4) 参加資格の喪失

プロポーザル参加者は、参加資格確認後に6の各号に掲げる参加資格の条件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

8 提案書等の提出

(1) 提案書の作成方法

ア 提案内容については、別紙「提案書記載項目」を参照すること。

イ 提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。

ウ 提案書に記載する内容は、オプション提案を除き全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。

エ 実施義務事項でなく、参考と指定記載が必要である場合には、

参考であることを明示し、混同する可能性を排除すること。

オ 説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。

図のみの説明は認めない。

カ 造語、略語及び専門用語は、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。

(2) 提案書の様式等

ア 提案書は日本産業規格 A 4 判横書き、両面印刷、左綴じ又は上綴じで作成し、目次及び頁番号を付けること。ただし、必要に応じ、A 3 も認める。

イ 使用する文字の大きさは、12 ポイント以上とする。

ウ 提出書類で用いる言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

エ 仕様書に記載の項目を大きく上回る点を記載する場合は、「付加提案」、仕様書に記載のない提案を行う場合は「追加提案」と該当箇所に記載すること。

オ 評価者が、専門的知識を有しない場合においても評価が可能であるよう内容に留意すること。

(3) 提出先及び提出方法

7 (2) と同じ

(4) 提出書類及び提出部数

番号	提出書類名	部数
1	プロポーザル提案書等提出届（様式第 8 号）	1 部
2	提案書（正本）	1 部
3	提案書（副本）	6 部
4	見積書及び積算内訳書 ※見積額（消費税及び地方消費税を含まない金額）は履行期間の総額を記載し、封入・封緘の上提出すること。	1 部

9 提出された提案書等の取扱いについて

(1) 提出期限までに提出されなかった場合は、失格とする。

(2) 提出された書類は、返却しないものとする。

(3) 提出期限後における記載内容の変更、追加、差替えは一切認めないものとする。

10 途中辞退

提案書等を提出後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出する

こと。

1 1 提案書等の作成に係る質問の受付等

提案書等の作成にあたり質問を行う場合は、以下の方法により行うこと。なお、質問書の提出は参加事業者に限る。

(1) 提出方法

プロポーザル質問書（様式第4号）に必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。また、電子メールの件名は、「提案書等作成に関する質問（参加事業者名）」とすること。なお、電子メール送信後、電話により上下水道課経営管理係まで受信確認をすること。

(2) 回答方法

プロポーザル回答書（様式第5号）に質問内容及び回答を記載し、全ての参加事業者へ電子メールにより送信する。なお、電話及び口頭等による個別の対応は行わない。

(3) その他

本プロポーザルに直接関係ないと思われる質問や今後の選定作業に公平性が損なわれると判断される質問等については、回答を行わない。

1 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出した後、参加事業者毎にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

プロポーザルヒアリング実施通知書（様式第9号）により通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは、各参加事業者20分以内とする。その後ヒアリングを20分行うものとする。

(3) 実施方法

提案書を基に説明し、追加提案の説明及び資料の配付は認めないものとする。また、電子機器を用いて実施する場合は、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。その他の機器は、参加事業者が用意すること。

1 3 プロポーザルの審査基準等

プロポーザルにおける候補者を選定するため、ふじみ野市水道料金徴収等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会は、評価項目に基づき提案書、プレゼンテーション及びヒ

アリング内容等について評価を行い、出席委員の評価点数の合計により順位を決定し、合計点が最も高い参加事業者を候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数いた場合は、1位と評価した委員の数が多い順とする。

(2) 評価項目及び配点は、別紙「ふじみ野市水道料金徴収等業務委託評価基準（配点）書」のとおりとする。

(3) 参加事業者の数が1者であった場合でも、本プロポーザルは成立し、評価を行う。ただし、最低基準点（配点100点に出席委員数を乗じた合計点数の6割をいう。）を下回る場合は、候補者として選定しないものとする。

1 4 選定結果の通知

候補者に決定した参加事業者には、プロポーザル選定結果通知書（様式第10号）を、候補者に選定されなかった参加事業者には、プロポーザル非選定結果通知書（様式第11号）を送付する。

なお、選定結果に関する一切の事項について、質問、説明要求及び意見等は受け付けない。

1 5 業務契約

(1) 候補者に決定した者から見積書を徴収し、契約金額等契約条件について協議の上、業務契約を締結する。

(2) 業務契約の条件等については、仕様書及び提案書の内容を基に、市と候補者との協議により定める。

(3) 候補者は、円滑に業務を行うことができるよう、自己の責任及び負担において準備等を行うこと。

1 6 プロポーザルの延期又は中止

市長が必要と認めた場合は、プロポーザルを中止又は延期することがある。

1 7 プロポーザルに瑕疵がある場合

プロポーザルに関する提出書類及び申告内容に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について委員会で協議の上、その取扱いについて決定する。当該参加事業者には、その瑕疵について委員会がヒアリングを行う場合もある。

その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められた場合は、すでに決定した事項を取消す場合がある。

1 8 失格事項

参加事業者が次の各号に該当した場合、審査結果に関わらず、失格とする。

- (1) 定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (2) 定められた様式及び記載方法に示す条件に適合しない場合
- (3) 許容された表現方法以外の方法が用いられている場合
- (4) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 本実施要領及び提出要請書に定める方法以外の方法で選定委員会委員、市職員又は本業務実施に当たっての支援業務受注者に対して不正な接触の事実が認められた場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 9 次順位の繰上げ

候補者に業務契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルで次順位以下となった参加事業者のうち、最低基準点以上かつ総合点が上位の者から順に契約締結についての協議を行うものとする。

2 0 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本実施要領を遵守することを誓約したものとみなす。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取扱うこととする。